

徒弟制度は封建時代の遺物として、従来ある資金の下に一定の時間内を縛り自由を拘束して奴隸的待遇の下に使役せんとするものにして非人道的なるは勿論、該時代の資本主義的教育は奴隸根性を本質的に植付け之れがたふら労働組合運動に障礙を来すこと大なるを以て、今後は徒弟制度を設けざる工場に会費を有する組合は之を廢止し運動することとししむ。

△婦人部設置に關する委員報告

委員報告に於て依然賛否両説互に對峙して決定せざれば一年間、保衛を提案者東京會同中、中近開たる上之れを承認ありしを以てと速べ次で提案者丹野セツ子

「昨夜深更まで小委員会に於て審議せしが意見纏らざりしは、一ヶ月間保衛することと決した。この問題が沸騰した。は今後婦人部、運動は大なる收穫ありと信心」と述べ満場異議なく保衛と決定した。

○ 下請親方制度撤廃に關する決議案（関東金屬提出） 可決

提案理由說明後九記の決議案を承し実行方法は中央委員会に一任

下請親方雇傭制度撤廃に關する決議

本大會は資本家階級が労働者搾取の安定を計らんが爲に雇傭契約上の責任を回避し労働階級の團結を妨害せんとして採用せる狡猾なる下請親方雇傭制度撤廃を爲し徹底的に關係仕事を決議す。

二 機関紙擴張の件（神戸地方提出） 可決

現在機関紙労働新聞は紙面狹隘、ためか委員の意思を充分發表すること能はざらんが故に擴張せんとするものにして、予算其他の關係上中央委員会に一任す。

三 倉費値上の件（浜松合同） 修正 可決

原案四十銭を五十銭に修正し本部費割当は予算委員会に、実施期は中央委員会に一任することとす。

三 本部移轉に關する件（本部提出） 中央委員会一任

一四 救授委員会設置に關する件（関東金屬提出） 修正 可決

提出者の説明は爭議犠牲者並に其の家族の救授と云ふにありしが、錫山中央委員より刑事被告人の救護は現行法規に抵触せざるや如何と質問あり單に犠牲者の家族救授に止む。

△ 祝辞 日本農民組合 荏原直

休 憩

△ 祝電 大阪純向上會、大阪筋肉労働、奈良瓦工